

■議案第55号 四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成27年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「株式会社 あぐり窪川」を選定しましたので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称 四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」

施設の所在地 四万十町平串284番地1

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団体の名称 株式会社 あぐり窪川

団体の所在地 四万十町平串284番地1

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

株式会社あぐり窪川については、平成18年から四万十町地場産業センター「あぐり窪川」の指定管理者として、本年度まで2回の更新（各3年間）を経て管理・運営を行っております。このほか、平成21年から四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」の指定管理者として管理・運営にも携わり、積極的に四万十町の情報発信に努め、道の駅あぐりを四万十町の観光拠点に位置付ける取り組みも進めております。

指定期間中は、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。